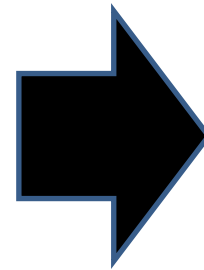


<改正前>

控除対象配偶者

納税者本人と生計を一にする、前年の
合計所得金額が38万円以下の配偶者



<改正後>

同一生計配偶者

納税者本人と生計を一にする、前年の
合計所得金額が38万円以下の配偶者

控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金
額が1,000万円以下の納税者の配偶者

◎上記改正に伴い、障害者控除、均等割の軽減、均等割・所得割の非課税判定等の各規定について、改正前の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更します。